

## 「中志津自治会本部災害時行動基準」

内 容	補 足 説 明
<p><b>１．目的</b></p> <p>中志津自治会では地震、風水害などの災害が発生した時、相互に助け合い、危機に対処に対処できるよう本部、各区防災会において防災訓練、住民への啓蒙活動など様々な自主防災活動を行ってきた。</p> <p>伝えられる大地震、風水害に備えるためには、こうした活動、体験を活かし、住民の理解と協力を得ながら中志津全体の防災体制のレベルアップを図ることが肝要である。</p> <p>災害発生時には自治会本部は、各区防災会および佐倉市の間に立ち、災害時対応の要としての行動が求められている。こうした観点から、災害発生時の自治会本部の行動が機動的、統一的に行えるようにする、各区の災害対策手順などの一体性が図られるようにする、ことを目的として本部の行動基準、情報の収集・伝達などの手順を「中志津自治会本部災害時行動基準」として取り纏めた。</p> <p><b>２．地震発生直後の行動基準</b></p> <p><b>（１）対策本部の設置</b></p> <p>大地震（震度 6 弱以上）が発生した時は、自治会本部に対策本部を設置する。また、各区防災会は、各区災害対策支部を設置する。</p> <p><b>（２）対策本部の組織</b></p> <p>A．対策本部は本部役員（会長、副会長、出納役、事務局長、事務局次長、事業部長、事業部次長、監事）で構成し、本部長は会長とする。</p> <p>B．自治会長に事故あるときは、副会長を本部長代理とする。</p> <p><b>（３）対策本部開設基準および役員参集基準</b></p> <p>①大地震発生</p> <p>本部は佐倉地区に発生した地震の震度に応じて次の行動をとる。</p> <p>行動の基準となる震度は、震度 5 強、震度 6 弱以上とする。</p> <p>震度 5 弱以下の地震の時は特別の行動は起こさない。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>A．震度 5 強の時</b></p> </div> <p>(A) 対策本部の設置</p> <p style="padding-left: 20px;">対策本部は設置しない。</p> <p>(B) 役員の参集および被災状況の把握</p> <p style="padding-left: 20px;">自治会長、副会長、事務局長、事業部長は自治会センターに参集し、センター建物の被災状況の点検、また各区の被災状況の把握に努める。</p>	<p><b>キーワード</b></p> <p>防災体制のレベルアップ</p> <p>本部は災害対策拠点の要である</p> <p>本部行動の機動化、統一化</p> <p>各区との災害対策手順の一体化</p> <p>対策本部は自治会センターに置く（中志津自治会防災会規則第 4 条）。</p> <p>○各区の支部は、防災倉庫前とする。</p> <p>災害対策本部長は、自治会長が兼務する。</p> <p>なお、自治会長に事故ある時は本部役員が協議のうえ適任者を互選する（中志津自治会防災会規則第 7 条 2）。</p> <p>○警戒レベルとは 気象庁・県が発表する災害発生の危険度を示す「防災気象情報」と市町村が発表し避難を促す「避難情報」がある。これらの情報を関連づけ住民が避難行動に結びつく警戒レベル</p>

(C) 避難所開設時の対応

自治会長、副会長、事務局長、事業部長は各避難場所への避難状況を把握するとともに、避難所の開設状況を確認する。

自治会事務局は避難所へ入所希望者がある場合、個別の被災状況、希望人数、入所日数の見通しなどの事情を考慮し、市配備職員と協議し適切な処置を講ずる。

自治会事務局は市配備職員と協議し、必要に応じ避難所入所者に対し飲料水、食材、毛布等を提供する。

(D) 他施設の利用

入所希望者が少数の場合は、自治会センター、志津荘の利用も考慮する。

**B . 震度 6 弱以上の時**

(A) 対策本部の設置

自動設置とする。各区防災会も同じ。

(B) 役員の参集・行動

会長以下本部役員は次により自治会センターに参集する。

まずは自分自身の安全、家族の安全確保を最優先とする。

時間帯を問わない。

参集可能な場合。

(C) 役員の行動

役員は本部長の指揮の下に予め定めた役割分担に従い、次の行動をとる。

センター建物の被災状況の点検

中志津内の被災状況の調査・把握（初期段階）

佐倉市からの避難所開設情報の収集

避難場所毎に担当役員を定め、各区防災会の協力を得て避難者への対応（避難者を区毎に整理、情報伝達、避難所開設の説明など）を行う。

なお、避難者が避難所開設まで校庭で長時間待機を要するような場合は、避難者の疲労を考慮しビニールシートなどを用意する。

本部役員および各区防災会は避難所開設のため市配備職員に協力する。

指定された避難所の建物が被災し使用できない場合は、市配備職員と協議し各区の協力を得て仮設避難所の設置または他の避難所へ誘導する。

(D) 各区防災会との協力

本部は各区との間の情報収集・伝達、避難場所における避難者への対応を行うため、各区防災会より 2～3 名程度の本

を 5 段階に分類している。

「佐倉市避難所マニュアル」では、避難所長、副所長が避難所に参集、対策本部の指示により避難所開設する。

東日本大震災（2011 年 3 月）の時（佐倉地区：震度 5 強）：中志津地域で上志津小（37 名避難）、下小、南小、上中は避難者なし。

避難の理由：一人では不安、余震が怖い、皆でいれば安心。

志津荘などの利用は平常時にその可否などの協議が必要。

「佐倉市避難所マニュアル」では避難所自動開設。

避難所の開設  
市配備職員及び施設職員による建物の判定危険度が終了するまで、避難者は校庭で待機することになる。

部支援要員の派遣を受ける。

### 3. 風水害による警戒レベル発令後の行動基準

#### 警戒レベル3の発令

- (A) 対策本部の設置  
警戒レベル3が発令された段階で自動設置とする。  
各区防災会も同じ。
- (B) 役員の参集・行動  
会長以下本部役員は自治会センターに参集する。  
自分自身と家族の安全確保を最優先とする。  
時間帯を問わずに参集可能な場合とする。
- (C) 役員の行動  
役員は本部長の指揮の下に予め定めた役割分担に従い、次の行動をとる。  
気象庁及び佐倉市が発表する、気象情報・避難情報の収集を最優先に実行する。  
佐倉市が発表する警戒レベル3（避難情報）が発令されると、時間のかかる高齢者等の避難が開始されます。  
警戒レベル4になると洪水・土砂災害警戒情報（気象情報）の発表を受けて避難情報（避難勧告）が発令され、対象地域の住民全員が避難の対象となる。  
避難場所毎に担当役員を定め、各区防災会の協力を得て避難者への対応（避難者を区毎に整理、情報伝達、避難所開設の説明、テント設営等）を行う。  
本部役員及び各区防災会は避難所開設のため市配備職員に協力する。  
指定避難所の建物が被災し使用できない場合は、市配備職員と協議し各区の協力を得て仮設避難所の設置または他の避難所へ誘導する。
- (D) 他施設の利用  
入所希望者が少数の場合は、自治会センター、志津荘の利用も考慮する。
- (E) 各区防災会との協力  
本部は各区との間の情報収集・伝達、避難場所における避難所への対応を行うため2～3名の本部支援要員の派遣を受ける。

### 4. 情報の収集・伝達

#### (1) 情報の収集

##### A. 災害発生直後の情報（初期情報）

本部は役員が本部に参集する際に持ち寄るなど可能な限り独自に災害発生直後の火災発生及び大風・洪水被害等、被災状況の初期情報を収集する。

佐倉市の説明では、避難所の開設は地震発生後3時間後を目安としている。

「警戒レベル」の導入は2018/7西日本豪雨から、避難勧告や大雨特別警戒など様々な情報が国や自治体から発令されたが必ずしも住民の避難行動に結びつかなかった。警戒レベルはこれらの情報を5段階に分類し、危険度が高くなるほど数字を大きくした。

「警戒レベル4」になると住民全員の避難を求める、「レベル5」は住民に命を守るための避難行動を要請する。

災害発生時には市町村長はまず「勧告」を出し、さらに危険度が高い場合は「指示」をだすことが災害対策基本法で定められている。

<p>B . 各区の被災情報 本部は災害発生から一定時間経過後（凡そ2時間後）に各区の被災状況等を収集する。</p> <p>C . 佐倉市からの情報 本部は市内の被災情報、ライフライン（電気、ガス、水道、電話、交通情報、道路）救援活動、救援物資、避難所開設情報などを収集する。</p> <p><b>(2) 情報の伝達</b></p> <p>A . 各区への伝達 本部は収集した情報のうち、必要と判断される情報を各区へ伝達する。</p> <p>B . 避難住民に対する伝達 本部は収集した情報を避難場所（下志津小、南志津小、上志津中）毎に避難した住民に伝達する。 情報の伝達は、本部担当役員および各区から派遣された本部支援要員が行う。</p> <p>C . 情報収集・伝達の手段 本部と各区分 携帯電話、無線機を使用する。 なお、無線機の使用方法、交信手順などについては、別途定める「無線機取扱いマニュアル」による。 避難場所 ハンドマイク、掲示板など適宣の手段による。</p> <p>D . 収集・伝達する情報の内容、形式 災害情報の伝達は各区共通の形式により行う。 * 情報の内容、形式の共通化については、理解を共有化をするため各区情報担当者の研修会を行う。</p> <p>E . 情報の整理 収集した情報は、上記Dの内容、形式を基に画一的に記入し整理する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">平成26年3月3日 制定</p> <p style="text-align: right;">令和2年11月16日 改定</p>	<p>市の情報伝達手段 行政無線、防災ラジオ 佐倉市HP,296 ケーブルテレビ、臨時FM放送(防災ラジオ)、広報車、メール配信、伝言ダイヤル、災害用伝言版(携帯)</p> <p>各情報記録用紙 「火災情報」 「ライフライン情報」 「住民安否情報」 「負傷者情報」 建物損壊・火災情報 「道路被害情報」</p> <p>無線機を使用した情報伝達のレベルアップを図るため各区の情報担当者を選任し研修会等に参加する。</p>
--	---

## いつ避難する？ ～警戒レベル3か4で確実に避難～

～「こうほう佐倉 2020.9.1 (No.1340)」より～

大雨による災害の恐れがある場合、気象庁はさまざまな防災気象情報を発表します。

市はこうした情報を参考に、避難に関する情報と「警戒レベル」を用いて発令します。

防災気象情報が出されるタイミングや、とるべき行動を把握し、危険を感じたら早めに避難するなど、自分を守る行動をとりましょう。

気象状況	気象庁などの情報	市からの情報	住民の行動	警戒レベル
大雨の数日～ 約一日前	早期注意情報	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象情報に気をつける</li> <li>・テレビ、ラジオなどから最新の気象情報を入手する</li> <li>・窓や雨戸など、家の外の確認</li> <li>・避難所などの確認</li> <li>・非常持出品の点検</li> <li>・避難の準備をする</li> </ul>	1
大雨の半日～ 数時間前	大雨注意報 洪水注意報 等			2
大雨の数時間～ 2時間程度前	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">警戒レベル3 相当情報</div> 大雨警報 洪水警報 等	避難準備・ 高齢者等避難開始	<b>高齢者などは避難</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な場所に近づかない</li> <li>・日頃と異なったことがあれば、市役所などへ通報</li> </ul>	3
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">警戒レベル4 相当情報</div> 土砂災害警戒情報 氾濫危険情報 等	避難勧告 避難指示（緊急）	<b>全員避難</b>	4
数十年に一度の 大雨	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">警戒レベル5 相当情報</div> 大雨特別警報 氾濫発生情報 等	災害発生情報	<b>命を守る行動をとる</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外出することが危険な場合は、家の2階など安全な場所にとどまる</li> <li>(室内での安全確保)</li> </ul>	5

### 【警戒レベル相当情報とは】

住民などが避難を判断する際に参考にできる情報です。警戒レベル相当情報が出されたとしても、必ずしも同じ時間、同じ区域に同じレベルの避難勧告などが発令されるわけではありません。